

札幌市自治体情報システム標準化推進支援業務 企画提案募集要領

1 業務

(1) 業務の名称

札幌市自治体情報システム標準化推進支援業務

(2) 業務内容

別紙1「企画提案仕様書」のとおり。

(3) 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和5年3月31日までの間の所定の期間とする。

2 提出書類

(1) 企画提案参加意思確認書（企画提案様式1号）

(2) 企画提案提出書（企画提案様式3号）

(3) 企画提案書（A4版）・・・・・・10部（正本1部、副本9部）

企画提案書電子媒体（副本をPDF化しCDまたはDVDにコピーしたもの）2組

※ 本要領及び別紙1「企画提案仕様書」を熟読の上作成すること。

3 契約上限額

43,450,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は上限額を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

なお、本事業の執行（契約）については、地方公共団体情報システム機構に申請中であるデジタル基盤改革支援補助金の交付決定が条件となる。

4 選定方法及び選定数

(1) 契約予定者の選考は、企画提案（プロポーザル）方式により選考するものとする。

(2) 応募のあった事業者（団体等を含む）の企画提案書を「札幌市自治体情報システム標準化推進支援業務」企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において審査のうえ、1事業者を選定する。

(3) 応募のあった事業者が1事業者の場合でも、委員会による審査の結果、予め定める

最低基準を満たす場合は選定対象とする。

5 応募資格要件

この企画提案に応募する事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限日時点において、令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、又は「その他サービス業」に業種が登録されている者であること。

登録方法については、札幌市公式ホームページの入札参加資格審査申請のページ(<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/index.html>)を参照すること。

なお、登録が必要な場合は、申請の期限等を上記の登録申請のページにてよく確認すること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく、参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

6 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 質問受付期限：令和 4 年 4 月 25 日（月）14 時まで
- (2) 質問回答：令和 4 年 5 月 6 日（金）予定
- (3) 企画提案参加意思確認書の提出締切日：令和 4 年 5 月 11 日（水）17 時まで
- (4) 企画提案提出書及び企画提案書の提出締切日：令和 4 年 5 月 17 日（火）17 時まで
- (5) 資格審査及び書類審査結果の通知：令和 4 年 5 月 20 日（金）予定
- (6) 企画提案書ヒアリングの実施（開催しない場合あり）：令和 4 年 6 月 3 日（金）予定
- (7) 選定事業者の発表：令和 4 年 6 月 6 日（月）予定
- (8) 契約締結予定日：契約候補者決定後、札幌市の指定する日

7 企画競争への参加意思確認

企画競争への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案参加意思確認書（企画提案様式1号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年5月11日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）とする。（電子メール、ファクス等は不可。）

(3) 提出先

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課

（〒003-0801 札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 札幌市菊水分庁舎）

(4) その他

提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

8 質問受付及び回答

(1) 質問

本業務及び企画競争についての質疑等は、質問書（企画提案様式2号）に記載の上、提出すること。電話による質問は認めない。

ア 提出先等

(ア) 受付期間

質問受付期限：令和4年4月25日（月）14時まで

(イ) 提出先

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課

(ウ) 提出方法

原則として、電子メールとする。

メールアドレス josoukatsu@city.sapporo.jp

イ 回答及び質疑の公開

回答は、原則電子メールにより随時行う。また、提出期限後に、すべての質問及

び回答の概要を、令和4年5月6日（金）頃に札幌市役所総務局情報システム部ホームページ（<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/it-keiyaku/index.html>）上で公開する。

9 企画提案書

(1) 提出期限

令和4年5月17日（火）17時まで(必着)

(2) 提出方法

持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）とする。電子メール、ファクス等は不可

(3) 提出先

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課

(〒003-0801 札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 札幌市菊水分庁舎)

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書（企画提案様式3号） 1部

イ 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）、電子媒体（副本をPDF化しCDまたはDVDにコピーしたもの）2組

(ア) 「企画提案仕様書」を基に、別紙2「札幌市自治体情報システム標準化推進支援業務 記載依頼事項」に従って記述すること。

(イ) A4版、片面印刷、20ページ以内（表紙と目次及び別紙3「予定しているプロジェクト参加要員一覧」を除く）。

(ウ) 表紙と目次を除きページの通し番号を付すこと（別紙3は別添扱いとし、通し番号は付さない）。

(エ) 提出する企画提案書のうち、正本1部にのみ、表紙に提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを記載すること。

(オ) 提案事業所を特定できる表現は、上記（ウ）以外には記載しないこと。

(カ) 企画提案書は、封筒（これを「内封」という。）に入れ、密封した上で本市の競争入札参加資格者名簿の登録申請に使用した印鑑による封印を押し、かつ、表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「札幌市自治体情報システム標準化

推進支援業務 企画提案書在中」と記載すること。

(キ) 郵便により送付する場合は、二重封筒とし、外封と内封の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「札幌市自治体情報システム標準化推進支援業務 企画提案書在中」と記載すること。なお、企画提案書は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく信書にあたるため、送付する場合は留意すること。

(ク) 提案書とは別に資料を提出することは認めない。

(5) 提出後の変更

提出された企画提案書は、提出後の差換え、変更及び取り消しすることはできない。また、返却には応じないものとする。

(6) 無効の取扱い

提出された企画提案書は、次のいずれかに該当する場合には無効とする。

ア 提出された企画提案書に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 応募資格のない者から企画提案書が提出された場合。

ウ 本募集要領、別紙1「企画提案仕様書」に従って作成されていない場合

エ 下記11に示すヒアリングの参加要請があったにもかかわらず参加しなかった場合

オ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

カ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

(7) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（企画提案様式4号）を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 取下願の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

10 資格審査及び書類審査の実施

企画提案書提出者が参加資格を満たすか審査を行う。

(1) 資格審査内容

本要領「5 応募資格要件」のとおり。

(2) 審査結果の通知

企画提案書提出者には令和4年5月20日（金）までに書面にて審査結果を通知する。

11 企画提案書のヒアリングの実施

上記審査通過者は、本市の指定する日時に企画提案書の内容等についてのヒアリングを実施することがある。

(1) ヒアリング実施日（予定）

令和4年6月3日（金）（開始時間については別途連絡する。）

(2) 実施場所（予定）

札幌市菊水分庁舎2階 会議室（札幌市白石区菊水1条3丁目1-5）

(3) 実施方法

ア ヒアリング出席者は3名以内とする。

イ ヒアリングの時間は30分程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

ウ 本市から要請があったにも関わらず、ヒアリングに出席しない事業者の提案は無効とする。

※ 状況によってはWEB会議システム等を用いたオンライン方式を採用する場合もある。

12 選定審査の実施

(1) 選定審査

委員会は、提出された企画提案書及びヒアリングを元に選定審査を行う。選定審査は、提出された企画提案書による書類審査を基本としてヒアリングにより確認できた内容を加えたうえで行う。

審査にあたっては、別紙2「札幌市自治体情報システム標準化推進支援業務 記載依頼事項」に対応した総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数を得点として算出する。

(2) 最低基準点

企画提案の審査にあたっては、最低基準点を定める。最低基準点は100点満点中60点とする。

(3) 契約候補者選定

選定審査の結果、最低基準点を超える得点を得た事業者の中から最も高い評価を受けた1者から順に契約候補者として選定する。また、企画提案提出事業者が1者であっても、最低基準点を超えている場合は、契約候補者とする。なお、全事業者が最低基準点以下であった場合は契約候補者の選定を行わない。

13 選定結果の通知

契約候補者として選定した事業者については決定通知を、落選した事業者には落選通知を令和4年6月6日（月）に発送する。

14 契約

(1) 契約方法

委員会において選定された契約候補者と札幌市との間で、企画提案仕様書及び企画提案内容を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約候補者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結する。

契約候補者との協議が不調に終わった場合や、下記15の(1)の事項に該当する場合は、委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり

(3) 契約締結後の制限事項

契約を締結した者は、本業務遂行の過程で決定された別途調達（調査業務・システム開発・パッケージシステムの提供など）の受注者となることが制限される。ただし本業務終了後に継続して発注予定の支援業務（コンサル）や、現行システム要件などにより特定随意契約にて調達せざるを得ない業務を除く。

15 その他

(1) 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

(2) 企画提案書の著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は各提案者に帰属する。
- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- オ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画競争を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争の実施を延期又は取り止めることがある。

(5) 応募者は、本企画提案募集要領ほか関係書類について疑義がある場合は、上記「8 質問受付及び回答」のとおり質問することができるが、企画提案書を提出した後にこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 参加資格等についての苦情の申立て

- ア 応募者は、本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。
- イ 申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

(ア) 提出先：上記9の(3)に同じ

(イ) 受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く。）

(7) 評価について疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

(ア) 提出先：上記9の(3)に同じ

(イ) 受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く。）